

劣化建物等に係る支援

| 事業名 | 事業概要 | 対象 | | 担当課所 | | |
|----------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|-------|---------|--------------|
| | | 事業対象者 | 対象物件など | 部 | 課 | 問合せ先 |
| 木造住宅無料相談会・耐震説明会 | 耐震診断、改修方法及び費用等についての建築士による個別無料相談会、木造住宅耐震診断・改修に係る補助等についての説明会により周知等を行う。 | 住宅の所有者 | 木造一戸建て住宅の耐震化 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 木造住宅無料耐震診断員派遣事業 | 診断員を派遣し、一般診断法による耐震診断を無料で行う。 | 居住している木造住宅の所有者 | 木造一戸建て住宅の耐震診断 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 住宅耐震化促進事業 | 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助する。 | 住宅の所有者 | 木造一戸建て住宅の耐震改修 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 建築物耐震化促進事業 | 多数利用建築物、マンションに係る耐震診断や、特定の建築物に係る耐震診断・改修に係る費用の一部を補助する。 | 建築物の所有者 | 多数利用建築物、マンション等の耐震診断・改修 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 危険ブロック塀等撤去事業 | 通学路等に面した危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する。 | 危険ブロック塀等の所有者等 | | 建設部 | 道路河川建設課 | 083-231-4034 |
| 危険家屋除却費補助金 | 危険家屋(空家)の除却工事費用の一部を補助する。 | 危険家屋の所有者等 | 危険な空き家の除却 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 空家等跡地活用促進事業 | 特に居住を促す区域内における旧耐震基準の空家等の除却工事費用の一部を補助する。 | 空き家等の所有者等 | 特に居住を促す区域内の空家等の除却 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金 | 土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転・除却又は改修に係る費用の一部を補助する。 | 住宅等の所有者 | 土砂災害特別警戒区域内における住宅等の移転・除却又は改修 | 建設部 | 住宅政策課 | 083-231-1941 |
| 下関市まちなか再生宅地開発推進事業 | 狭隘道路の解消や老朽建築物の解体等を行う宅地開発事業を行う民間事業者に、補助金を交付するもの。 | 宅地開発事業を行う民間事業者 | 道路及び側溝の整備に要する経費、老朽建築物の除却に要する経費 | 都市整備部 | 都市計画課 | 083-231-1932 |
| 密集市街地環境整備事業 | 防災性の向上と良好な住環境の形成のため、重点整備地区内の老朽建築物等の除却等を実施する。 | 重点整備地区内に所有する土地及び老朽建築物を市に寄付できる方 | 重点整備地区内に存する土地及び老朽建築物 | 都市整備部 | 市街地開発課 | 083-224-2015 |